

(2) 内部監査の実効性の確保・向上

勸告	説明図表番号
<p>内部監査の実施等については、「公共調達適正化に向けた取り組みについて」(平成18年2月24日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)や18年8月財務大臣通知において、i) 内部監査を実施するに当たっては、入札及び契約の適正化を図るための措置並びに再委託の適正化を図るための措置に留意して行うこと、ii) 監査要領又は監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質の向上に努めること、iii) 内部監査により見直した事例については、本省庁において一元的に管理し、データベース化を進めるなど情報の共有に努めること等とされた。</p>	<p>表4-(2)-①、②</p>
<p>また、「平成13年度決算検査報告」(平成14年11月会計検査院)においては、内部監査の実効性を確保するためには、監査対象とした会計機関に対する指導等にとどまらず、監査結果等を有用な情報として活用定着させるため組織全体に周知することなどが有効であるとされている。</p>	<p>表4-(2)-③</p>
<p>今回、18府省の本府省及び外局の内部監査を実施する部局における、平成21年度から25年度までの内部監査の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 内部監査実施の仕組みの見直し</p> <p>各府省の中には、外局が内部監査の対象となっておらず、内部監査を実施するための仕組みが不十分な例がみられた。(1府省)</p>	<p>表4-(2)-ア-①</p>
<p>イ 内部監査の実施方法等の見直し</p> <p>各府省の中には、次のとおり、内部監査の実効性の確保・向上を図る観点から、その実施方法等を見直す必要があると考えられる例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少額随意契約とすることが可能な上限額を大幅に上回る額で少額随意契約が継続的になされてきているにもかかわらず、これまでの内部監査において一般競争契約に改めるよう指摘された実績がない例(1府省1事例) ・ 内部監査において、随意契約における1者見積りの見直しや、備品等の調達における不適切な分割発注による少額随意契約の改善について指摘されたにもかかわらず、指摘後も当該指摘内容が改善されていない例(2府省計2事例) ・ 監査マニュアル等が策定されていない例(1府省) ・ 内部監査の実施に当たり使用する監査マニュアル等に、監査事項等として「再委託の適正化を図るための措置」が盛り込まれていない例(6府省計6部局)や、当該事項等が随意契約に係る案件のみに限定されている例(5府省計8部局) 	<p>表4-(2)-イ-①</p> <p>表4-(2)-イ-②、③</p> <p>表4-(2)-イ-④</p> <p>表4-(2)-イ-④ (再掲)</p>
<p>なお、上記の例で挙げた11府省計14部局の監査対象となっている各会計機関において、再委託に係る手続等が適正に行われていないと考えられるなどの例がみられたところである(項目2(4)参照)。</p>	<p>表2-(4)-ア-①、④、⑥、表2-(4)-イ-①、②、④(再掲)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査結果等を、監査実施対象とならなかった会計機関に周知していない例（４府省計４部局） 	表 4-(2)-イ-⑤
<p>一方、各府省の中には、監査結果のみならず、監査マニュアル等も府省内に情報提供するなど、内部監査をより実効性のあるものとするため、独自の工夫を行っている例もみられた。</p> <p>各府省が実施している内部監査については、個別の問題点等についての指摘等を行うのみならず、各府省における会計経理や予算執行の適正化、それら事務手続の効率性等に関する評価を行い、その結果を契約事務の見直しに活用することができるものとするのが重要であると考えられる。</p>	表 4-(2)-イ-⑥
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、内部監査による契約の適正化の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 外局について内部監査を実施するための仕組みが不十分なものについては、全ての部局が内部監査の対象となるよう、仕組みを見直すこと。（環境省）</p> <p>② 内部監査の実効性の確保・向上を図るため、内部監査の実施方法の見直し、監査マニュアル等の策定及び必要な見直しなど、内部監査の適切な実施のための措置を講ずること。（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、復興庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省、防衛省）</p>	

表 4 - (2) - ① 「公共調達¹の適正化に向けた取り組みについて」(平成 18 年 2 月 24 日公共調達¹の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) <抜粋>

5. 内部牽制の充実

(1) (略)

(2) 内部監査の強化

財務省通知(平成 17 年 2 月 25 日財計第 407 号)による各省庁における内部監査の重点的実施に関し、所管公益法人等との間の随意契約についても重点的に監査することとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (2) - ② 「公共調達¹の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知) <抜粋>

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託(委託費によるものほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。)する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

一括再委託の禁止

(1) (略)

(2) 再委託の承認

(略)

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

① (略)

② (略)

3. ~ 4. (略)

5. 内部監査の実施等

(1) 監査を行うに当たっての留意事項

内部監査を実施するに当たっては、「1. 入札及び契約の適正化を図るための措置」及び「2. 再委託の適正化を図るための措置」に留意して行うものとする。

(2) 随意契約の重点的監査

特に、随意契約については、監査計画等において、当分の間、重点的に監査を行うことを定めるとともに、次に掲げる事項にも留意して行うものとする。

① 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行ったもの

イ~ハ (略)

② 少額の随意契約

イ~ロ (略)

- (3) 監査結果を踏まえた検討
内部監査の結果を踏まえ、一般競争入札等によることができるものがないか等の検討を行うものとする。
- (4) 監査マニュアル等の整備
監査要領又は監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質の向上を図るよう努めるものとする。
- (5) (略)
- (6) 内部監査の実施状況
内部監査により見直した事例については、本省庁において一元的に管理し、データベース化を進めるなど情報の共有に努めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (2) - ③ 「平成 13 年度決算検査報告」(平成 14 年 11 月会計検査院) <抜粋>

第 4 章 特定検査対象に関する検査状況

第 16 国の機関が内部監査として実施する会計監査の状況について

1 ~ 2 (略)

3 検査の状況

(1) ~ (3) (略)

(4) 会計監査の有効性を高めるための方策

ア ~ イ (略)

ウ 監査結果の有効活用による監査の実効性の確保

会計監査が、監査対象箇所に対する指導や注意にとどまらず、会計経理と予算執行の適正性、経済性・効率性等に関する適切な評価を行うものとしての実効性を確保するためには、監査結果の重要性・重大性の程度を明確にし、所定の基準に基づいて監査結果を報告すること、監査結果を有用な情報として活用定着させるため組織全体に周知すること、事態の改善について会計監査機構がその経過及び結果をフォローすることなどが有効である。

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (2) - ア - ① 外局が内部監査の対象となっておらず、内部監査が実施されていない例

府省名	概要
環境省	<p>環境省においては、環境省会計事務監査規程（平成 13 年環境省訓令第 23 号）に基づき、環境省本省の内部監査実施部局（大臣官房会計課監査指導室）が環境省全体の内部監査を実施することとなっている。しかし、外局である原子力規制委員会（事務局である原子力規制庁（平成 24 年 9 月発足）が契約実施担当）のみが内部監査の対象となっておらず、内部監査が実施されていない。</p> <p>また、原子力規制委員会自体も、内部監査規程を整備しておらず、内部監査を実施していない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4 - (2) - イ - ① 内部監査において指摘された実績がない例

府省名	法務省																						
概要	<p>法務省熊本刑務所において、<u>毎年度契約を行っている「廃棄物処理業務委託契約」の予定価格は、下表のとおり、予決令第 29 条第 7 号で定める金額（100 万円）を大幅に上回っているが、毎年度同一業者と少額随意契約を締結している。</u></p> <p>表 「廃棄物処理委託契約」の予定価格等の状況 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">平成 24 年度</th> <th colspan="2">(参考)</th> </tr> <tr> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定価格 (単価契約)</td> <td>1,931,400 円 (月額 160,950 円)</td> <td>1,537,200 円 (月額 128,100 円)</td> <td>1,576,800 円 (月額 131,400 円)</td> </tr> <tr> <td>契約金額 (単価契約)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託料 137,550 円(月) ・産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・産業廃棄物木屑 12.6 円/kg </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託料 117,600 円(月) ・産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・産業廃棄物木屑 12.6 円/kg </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託料 117,600 円(月) ・産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・産業廃棄物木屑 12.6 円/kg </td> </tr> <tr> <td>契約者</td> <td>A 社</td> <td>A 社</td> <td>A 社</td> </tr> <tr> <td>見積書を徴収した事業者</td> <td>A 社 B 社 C 社</td> <td>A 社 B 社 C 社</td> <td>A 社 B 社 C 社</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>熊本刑務所に対しては、法務省本省（大臣官房会計課）が、「法務省会計監査規程」（平成 22 年 3 月 30 日付け法務省会訓第 721 号）に基づき毎会計年度策定する会計監査実施方針の重点事項等に沿って内部監査を実施しているが（直近は平成 21 年度及び 24 年度に実施）、本契約について、一般競争契約に改めるように指摘した実績はない。</p> <p>なお、熊本刑務所は、上記の契約について少額随意契約として契約を行ってきた理由について、これまで、一般競争契約で対応可能かどうか検討を行っていなかったためとしている。</p>	区分	平成 24 年度	(参考)		平成 22 年度	平成 23 年度	予定価格 (単価契約)	1,931,400 円 (月額 160,950 円)	1,537,200 円 (月額 128,100 円)	1,576,800 円 (月額 131,400 円)	契約金額 (単価契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託料 137,550 円(月) ・産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託料 117,600 円(月) ・産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託料 117,600 円(月) ・産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 	契約者	A 社	A 社	A 社	見積書を徴収した事業者	A 社 B 社 C 社	A 社 B 社 C 社	A 社 B 社 C 社
区分	平成 24 年度			(参考)																			
		平成 22 年度	平成 23 年度																				
予定価格 (単価契約)	1,931,400 円 (月額 160,950 円)	1,537,200 円 (月額 128,100 円)	1,576,800 円 (月額 131,400 円)																				
契約金額 (単価契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託料 137,550 円(月) ・産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託料 117,600 円(月) ・産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託料 117,600 円(月) ・産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 																				
契約者	A 社	A 社	A 社																				
見積書を徴収した事業者	A 社 B 社 C 社	A 社 B 社 C 社	A 社 B 社 C 社																				

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-1-2 随意契約における1者見積りの見直しについて指摘されたにもかかわらず、指摘後も当該指摘内容が改善されていない例

府省名	厚生労働省												
概要	<p>厚生労働省国立療養所東北新生園（以下「新生園」という。）は、平成24年5月17日、18日の厚生労働省本省（大臣官房会計課）による内部監査において、随意契約に係る見積書の徴取について、2者以上の者から見積書を徴取しておらず、市場価格調査等を行った資料の添付もされていない事例が見受けられたとして、改善措置内容を報告するよう指導された。</p> <p>これを受け、新生園は、平成24年7月25日付けで、厚生労働大臣官房会計課長宛てに、措置内容として、i) 随意契約の場合は、2者以上から見積書を徴取すること及びii) 見積書を省略できる場合は、電話照会やインターネット等で市場調査を実施すること（是正実施時期平成24年7月20日）を報告している。</p> <p>しかし、新生園における役務の少額随意契約の実施状況について調査したところ、下表のとおり、上記是正実施時期とされる平成24年7月20日以降においても、2者以上から見積書を徴取せずに、また市場価格調査等も行わず契約している事例がみられた。</p> <p>表 新生園における役務の少額随意契約（平成24年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">支出決定決議 年月日</th> <th style="width: 20%;">件名</th> <th style="width: 20%;">金額（円） *消費税込</th> <th style="width: 35%;">見積書を徴取した 業者数（見積書の日付）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年8月28日</td> <td>車検整備一式</td> <td style="text-align: center;">91,959</td> <td>1者 (平成24年7月24日)</td> </tr> <tr> <td>平成24年9月26日</td> <td>案内板取付更新</td> <td style="text-align: center;">451,500</td> <td>1者 (平成24年8月24日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>なお、新生園は、上記のように、是正措置実施時期以降も1者からしか見積りを徴取せずに随意契約した理由について、i) 車検整備については、会計課の内部監査を受け、再発防止策を講ずることとしたが、当該再発防止策を関係者に対して浸透させる取組が不十分であったことなどから、結果として、1者見積りのまま発注してしまった、ii) 案内板取付更新については、他の業者（2者程度）にも見積書を提出するよう依頼したが、東日本大震災の影響で忙しいとして応じてもらえなかった（過去に発注を行っていた業者も被災し、見積書の依頼を行うことができなかった。）ことを挙げている。</p>	支出決定決議 年月日	件名	金額（円） *消費税込	見積書を徴取した 業者数（見積書の日付）	平成24年8月28日	車検整備一式	91,959	1者 (平成24年7月24日)	平成24年9月26日	案内板取付更新	451,500	1者 (平成24年8月24日)
支出決定決議 年月日	件名	金額（円） *消費税込	見積書を徴取した 業者数（見積書の日付）										
平成24年8月28日	車検整備一式	91,959	1者 (平成24年7月24日)										
平成24年9月26日	案内板取付更新	451,500	1者 (平成24年8月24日)										

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-1-3 備品等の調達における不適切な分割発注による少額随意契約の改善について指摘されたにもかかわらず、指摘後も当該指摘内容が改善されていない例

府省名	農林水産省																																																																				
概要	<p>農林水産省那覇植物防疫事務所においては、農林水産省本省（大臣官房経理課）が平成22年度に実施した内部監査の際、21年度に行った物品購入契約のうち、下表のとおり、文具用品等の購入に係る少額随意契約9件について、一括して一般競争入札の実施が可能であったにもかかわらず、不適切な分割発注を行っていたと指摘された。</p> <p>表 文具用品等の分割契約の例（那覇植物防疫事務所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>契約年月日</th> <th>契約相手</th> <th>契約金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品棚外3点</td> <td>平成22年2月2日</td> <td>A社</td> <td>1,180,725</td> </tr> <tr> <td>消しゴム外32点</td> <td>平成22年2月8日</td> <td>B社</td> <td>982,830</td> </tr> <tr> <td>コンテナ外2点</td> <td>平成22年2月10日</td> <td>C社</td> <td>842,826</td> </tr> <tr> <td>保管庫外2点</td> <td>平成22年2月12日</td> <td>D社</td> <td>720,069</td> </tr> <tr> <td>安全ベスト外14点</td> <td>平成22年2月16日</td> <td>E社</td> <td>868,765</td> </tr> <tr> <td>保管庫外1点</td> <td>平成22年2月16日</td> <td>F社</td> <td>573,300</td> </tr> <tr> <td>インクカートリッジ外56点</td> <td>平成22年2月17日</td> <td>G社</td> <td>1,071,204</td> </tr> <tr> <td>OAタップ外27点</td> <td>平成22年2月18日</td> <td>H社</td> <td>687,769</td> </tr> <tr> <td>スクリーン外35点</td> <td>平成22年2月25日</td> <td>C社</td> <td>993,861</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>7,291,349</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p> <p>これを受け、同事務所では、i）各課からの物品購入請求の提出は、毎月1回とするよう徹底すること、ii）庶務課においては、各課から各月に提出のあった物品購入請求書を取りまとめの上、月末に一括できるものはまとめて発注を行うこと等の改善措置を講じてきたとしている。</p> <p>しかし、那覇植物防疫事務所が平成23年度に行った物品購入契約のうち、少額随意契約の案件について抽出調査したところ、以下の契約案件について、複数の契約案件を一括して、一般競争入札が実施できたと考えられる事例が4件みられた。</p> <p>（事例1）顕微鏡等の器具類、化学製品等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>契約件名</th> <th>予定価格（円）</th> <th>見積りを徴取した事業者名</th> <th>契約相手方</th> <th>契約年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>顕微鏡カメラ装置外8点代</td> <td>887,853</td> <td>I社、J社、F社</td> <td>I社</td> <td>平成23年9月1日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>スライドグラス外43点代（顕微鏡用カメラ等付属品含む）</td> <td>1,404,744</td> <td>K社、F社、L社</td> <td>K社</td> <td>平成23年9月21日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2,292,597</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p>	件名	契約年月日	契約相手	契約金額（円）	物品棚外3点	平成22年2月2日	A社	1,180,725	消しゴム外32点	平成22年2月8日	B社	982,830	コンテナ外2点	平成22年2月10日	C社	842,826	保管庫外2点	平成22年2月12日	D社	720,069	安全ベスト外14点	平成22年2月16日	E社	868,765	保管庫外1点	平成22年2月16日	F社	573,300	インクカートリッジ外56点	平成22年2月17日	G社	1,071,204	OAタップ外27点	平成22年2月18日	H社	687,769	スクリーン外35点	平成22年2月25日	C社	993,861	合計			7,291,349	NO	契約件名	予定価格（円）	見積りを徴取した事業者名	契約相手方	契約年月日	1	顕微鏡カメラ装置外8点代	887,853	I社、J社、F社	I社	平成23年9月1日	2	スライドグラス外43点代（顕微鏡用カメラ等付属品含む）	1,404,744	K社、F社、L社	K社	平成23年9月21日	合計		2,292,597			
件名	契約年月日	契約相手	契約金額（円）																																																																		
物品棚外3点	平成22年2月2日	A社	1,180,725																																																																		
消しゴム外32点	平成22年2月8日	B社	982,830																																																																		
コンテナ外2点	平成22年2月10日	C社	842,826																																																																		
保管庫外2点	平成22年2月12日	D社	720,069																																																																		
安全ベスト外14点	平成22年2月16日	E社	868,765																																																																		
保管庫外1点	平成22年2月16日	F社	573,300																																																																		
インクカートリッジ外56点	平成22年2月17日	G社	1,071,204																																																																		
OAタップ外27点	平成22年2月18日	H社	687,769																																																																		
スクリーン外35点	平成22年2月25日	C社	993,861																																																																		
合計			7,291,349																																																																		
NO	契約件名	予定価格（円）	見積りを徴取した事業者名	契約相手方	契約年月日																																																																
1	顕微鏡カメラ装置外8点代	887,853	I社、J社、F社	I社	平成23年9月1日																																																																
2	スライドグラス外43点代（顕微鏡用カメラ等付属品含む）	1,404,744	K社、F社、L社	K社	平成23年9月21日																																																																
合計		2,292,597																																																																			

上記2件の契約案件においては、i) 見積りを徴取した事業者のうち1社（F社）からは、両案件ともに見積りを徴取していることや、両案件における調達品目は類似するものであることから、これらの品目をともに取り扱う業者は存在すると考えられること、ii) 両案件の契約締結日は、ほぼ同時期（1か月以内）であることから、一括して一般競争入札の実施が可能であったと考えられる。

（事例2）化学製品、薬品等

NO	契約件名	予定価格 (円)	見積りを徴取 した事業者名	契約 相手方	契約年月日
1	フィルターユニット外 60点代	1,209,285	M社、N社、O社	M社	平成23年10月19日
2	ゴム手袋外17 点代	960,174	I社、F社、N社	I社	平成23年10月28日
合計		2,169,459			

（注）当省の調査結果による。

上記2件の契約案件においては、i) 見積りを徴取した事業者のうち1社（N社）からは、両案件ともに見積りを徴取していることや、両案件における調達品目は日常的に使用する消耗品であることから、これらの品目をともに取り扱う業者は存在すると考えられること、ii) 両案件の契約締結日は、ほぼ同時期（1か月以内）であることから、一括して一般競争入札の実施が可能であったと考えられる。

（事例3）事務用消耗品

NO	契約件名	予定価格 (円)	見積りを徴取 した事業者名	契約 相手方	契約年月日
1	クリアポケット外 101点代	1,078,074	C社、P社	C社	平成23年10月18日
2	トナーカート リッジ外96点	1,365,182	H社、G社、Q社	H社	平成23年11月16日
合計		2,443,256			

（注）当省の調査結果による。

上記2件の契約案件においては、i) 調達品目はいずれも事務用消耗品であり、これらの品目をともに取り扱う業者は存在すると考えられること、ii) 両案件の契約締結日は、ほぼ同時期（1か月以内）であることから、一括して一般競争入札の実施が可能であったと考えられる。

(事例4) 農機具製品等(主には場整備用)

NO	契約件名	予定価格 (円)	見積りを徴取 した事業者名	契約 相手方	契約年月日
1	ネット外 51点代	958,555	R社、S社	R社	平成23年11月10日
2	土嚢袋外 45点代	974,820	R社、S社	R社	平成23年11月28日
合 計		1,933,375			

(注) 当省の調査結果による。

上記2件の契約案件においては、i) 見積りを徴取した事業者は、両案件とも同じ2者であることや、両案件における調達品目はいずれも農機具製品等(主には場整備用)であることから、これらの品目をともに取り扱う業者は存在すると考えられること、ii) 両案件の契約締結日は、ほぼ同時期(1か月以内)であることから、一括して一般競争入札の実施が可能であったと考えられる。

同事務所では、上記4件の事例(8件の契約案件)について、結果的に少額随意契約となったが、平成25年度からは、一般競争入札による契約の機会を増やすため、緊急に調達を必要とする物品を除き、物品調達のスケジュールを1か月単位から四半期単位に変更したとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-1-4 監査マニュアル等の策定状況

府省名	内部監査実施部局	監査マニュアル等の名称	「再委託の適正化を図るための措置」の監査事項等への記載状況	備考
内閣府	大臣官房会計課	内閣本府 監査マニュアル（平成24年12月4日）	×	平成25年10月28日に改定した「内閣本府 監査マニュアル」においては、監査事項等に、「再委託の適正化を図るための措置」を記載している（ただし、随意契約案件に限定して記載している。）。
宮内庁	長官官房主計課	内部監査マニュアル（平成22年4月1日）	○	
公正取引委員会	官房総務課会計室	・会計検査実施要領（平成25年10月10日） ・随意契約監査実施要領（平成25年5月14日）	×	
国家公安委員会（警察庁）	警察庁長官官房会計課監査室	平成25年度警察庁会計監査マニュアル（平成25年3月22日）	◎	
金融庁	総務企画局総務課管理室	会計監査マニュアル（平成25年9月改定）	◎	
消費者庁	総務課	消費者庁 監査マニュアル（平成24年度版）（平成25年10月1日）	◎	
復興庁	—	—	—	内部監査を行う仕組みが整備されたのが平成24年12月であり、内部監査実施部局はなく、監査マニュアル等も策定されていない。そのため、内部監査も未実施である。
総務省	大臣官房会計課	会計監査チェックリスト（平成25年6月27日）	◎	
消防庁	総務課	会計監査マニュアル（平成22年4月1日）	×	
法務省	大臣官房会計課監査室	・平成25年度会計監査実施方針（平成25年4月18日） ・法務省会計監査実施要領（平成25年5月）	×	
公安調査庁	総務部総務課	・会計事務監査実施要領（平成25年4月） ・会計事務監査事項一覧（平成25年4月）	◎	
外務省	大臣官房会計課監査室	・監査マニュアル（平成21年7月16日改訂） ・監査調書（チェックリスト）（毎年度監査時に合わせて作成）	×	
財務省	大臣官房会計課	会計監査マニュアル（平成25年度版）（平成25年6月28日）	◎	
国税庁	長官官房会計課	会計監査マニュアル（平成25年度版）（平成25年6月28日）	◎	
文部科学省	大臣官房会計課監査班	文部科学省会計実務監査マニュアル（平成24年1月20日）	◎	
文化庁	政策課会計室	文化庁会計監査指導マニュアル（平成22年7月29日）	×	
厚生労働省	大臣官房会計課	平成24年度 会計事務監査指導調書（平成25年1月29日）	○	
農林水産省	大臣官房評価改善課会計監査室	平成25年度会計監査チェックリスト（平成25年5月30日）	○	
生産局	農産部農産企画課会計室	平成25年度会計監査チェックリスト（平成25年5月30日）	○	
林野庁	林政部林政課監査室	平成25年度会計監査チェックリスト（平成25年5月30日）	○	
水産庁	漁政部漁政課	平成25年度会計監査チェックリスト（平成25年5月30日）	○	
経済産業省	大臣官房会計課	会計監査実施要領（平成23年6月）	◎	
国土交通省	大臣官房会計課公共事業予算執行管理室、監査室	平成25年度 会計監査事項（平成25年6月5日）	◎	
海上保安庁	総務部主計管理官	平成25年度 会計監査事項（平成25年10月1日）	◎	
環境省	大臣官房会計課監査指導室	環境省会計事務監査指導マニュアル（平成25年8月）	○	
防衛省	経理装備局監査課会計監査室	・会計監査の手引き（平成19年8月22日） ・平成25年度会計監査項目の重点について（通達）（平成25年3月22日）	○	
合計	17府省25部局	—	◎：11 ○：8 ×：6 —：1	—

(注) 1 当省の調査結果による（平成25年10月15日現在）。

2 「監査マニュアル等の名称」欄に記載している監査マニュアル等の名称の後ろに（ ）書きで、監査マニュアル等の最新更新年月日を記載している。

3 「「再委託の適正化を図るための措置」の監査事項等への記載状況」欄の「◎」印は、契約案件に限定せず記載していることを、「○」印は随意契約案件に限定して記載していることを、「×」印は記載がないことを、「—」は監査マニュアル等が未策定であることを、それぞれ表す。

4 「内部監査実施部局」の「合計」欄には、内部監査を実施している部局の合計数を記載した。

表4-(2)-イ-⑤ 府省内への内部監査結果等の周知状況

府省名	内部監査実施部局	周知方法			周知内容				
		府省ホームページ又は府省内イントラネットでの掲示	内部監査実施対象とならなかった会計機関にも確実に認識されるようにするための取組	取組内容区分	監査結果	改善状況	毎年度の監査方針等	監査マニュアル等	その他
内閣府	大臣官房会計課	○	○	②	○	×	○	○	—
宮内庁	長官官房主計課	○	×	×	○	×	×	○	—
公正取引委員会	官房総務課会計室	○	×	×	○	×	×	×	—
国家公安委員会(警察庁)	警察庁長官官房会計課監査室	○	○	②	○	○	○	×	—
金融庁	総務企画局総務課管理室	○	—	—	○	○	○	○	—
消費者庁	総務課	×	—	—	○	×	×	×	—
復興庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	大臣官房会計課	○	×	×	○	×	○	×	—
消防庁	総務課	×	○	③	○	×	○	○	—
法務省	大臣官房会計課監査室	○	○	②③	○	○	○	○	—
公安調査庁	総務部総務課	×	○	①②③	○	×	○	○	—
外務省	大臣官房会計課監査室	×	×	×	○	○	○	×	—
財務省	大臣官房会計課	×	○	①②③	○	×	○	○	指導事項等一覧
国税庁	長官官房会計課	×	○	①②③	○	×	○	○	指摘等事項
文部科学省	大臣官房会計課監査班	×	—	—	○	×	○	×	—
文化庁	政策課会計室	×	—	—	○	×	×	×	—
厚生労働省	大臣官房会計課	×	○	①②③	○	×	○	○	—
農林水産省	大臣官房評価改善課会計監査室	○	○	①③	○	○	○	○	—
生産局	農産部農産企画課会計室	○	○	①③	○	○	○	○	—
林野庁	林政部林政課	○	—	—	○	○	○	○	—
	国有林野部管理課監査室	○	○	①③	○	○	○	○	—
水産庁	漁政部漁政課	○	○	①③	○	○	○	○	—
経済産業省	大臣官房会計課	○	○	①②③	○	○	○	×	—
国土交通省	大臣官房会計課公共事業予算執行管理室、監査室	○	○	①	○	×	○	○	—
海上保安庁	総務部主計管理官	×	○	①②③	○	×	○	○	—
環境省	大臣官房会計課監査指導室	○	—	—	○	×	○	○	—
防衛省	経理装備局監査課会計監査室	○	○	③	○	○	○	×	—
合計	17府省26部局	○：16 ×：10 —：1	○：16 ×：4 —：7	①：11 ②：9 ③：13 ×：4 —：7	○：26 ×：0 —：1	○：11 ×：15 —：1	○：22 ×：4 —：1	○：17 ×：9 —：1	—

(注)1 当省の調査結果による(平成25年度)。

2 「周知方法」の「府省ホームページ又は府省内イントラネットでの掲示」欄の「○」印は、府省ホームページ又は府省内イントラネット(両方の場合を含む。)において、内部監査結果等を掲示していることを、「×」印は、府省ホームページ及び府省内イントラネットのいずれにも内部監査結果等を掲示していないことを、「—」印は、内部監査を実施していないため該当しないことを、それぞれ表す。

3 「周知方法」の「内部監査実施対象とならなかった会計機関にも確実に認識されるようにするための取組」欄の「○」印は、当該取組を行っていることを、「×」印は行っていないことを、「—」印は、毎年、監査対象としている全会計機関に対し内部監査を実施している、又は監査対象としている会計機関が1つであることにより内部監査実施対象とならない会計機関が存在しないため、本欄に該当しないことを、それぞれ示す。

4 「周知方法」の中の「内部監査実施対象とならなかった会計機関にも確実に認識されるようにするための取組」の「取組内容区分」欄は、以下の区分により記載している。

①: 郵送又は手交

②: 電子メール

③: 会計担当者等会議での連絡

×: 内部監査実施対象とならない会計機関にも確実に認識されるようにするための取組を行っていない。

—: 内部監査実施対象とならない会計機関が存在しないため、本欄に該当しない。

5 「周知内容」の「監査結果」欄の「○」印は、監査結果を周知していることを、「×」印は、周知していないことを、それぞれ表す。

6 「周知内容」の「改善状況」欄の「○」印は、改善状況を周知していることを、「×」印は、周知していないことを、それぞれ表す。

7 「周知内容」の欄の「毎年度の監査方針等」の「○」印は、毎年度の監査方針等を周知していることを、「×」印は、周知していないことを、それぞれ表す。

8 「周知内容」の欄の「監査マニュアル等」の「○」印は、監査マニュアル等を周知していることを、「×」印は、周知していないことを、それぞれ表す。

9 「周知内容」の欄の「その他」欄には、監査結果、改善状況、毎年度の監査方針等及び監査マニュアル等以外の情報を周知している場合に、当該情報の内容等を記載している。なお、「その他」欄に該当する情報がない場合は、「—」印を付している。

10 「内部監査実施部局」の「合計」欄には、内部監査を実施している部局の合計数を記載した。

なお、復興庁は内部監査を実施しておらず、農林水産省(林野庁)の内部監査実施部局は、平成25年度から「林政部林政課監査室」に統合されている。

表4-2-1-6 内部監査をより実効性のあるものとするため、独自の工夫を行っている例

府省名	概要																												
10府省（17内部監査実施部局）	内部監査に関係する会計事務手続や会計法令等に関する理解に資するため、内部監査結果のみならず、内部監査時に使用する監査マニュアル等を府省内に情報提供している（表4-2-1-5参照）。																												
財務省	財務省本省（大臣官房会計課）では、より効率的に監査を実施するため、毎年作成する監査計画において、監査対象項目ごとに、「最重点項目」、「重点項目」、「その他」及び「監査を省略する項目」を定めるとともに、監査時に使用する会計監査マニュアルにも、毎年度、最重点項目等を明確に記載している。																												
農林水産省	<p>農林水産省本省（大臣官房評価改善課）では、内部監査に当たって、「会計監査チェックリスト」を使用している。</p> <p>「会計監査チェックリスト」の右端には、前年度や前々年度の内部監査において複数の会計機関で指摘された事項等が分かるように、「指摘の頻度」欄が設けられており、指摘が5機関以上あった項目等については、同欄に星印が付され、内部監査担当者が監査を実施する際の参考に資するものとなっている。</p> <p>例えば、「平成24年度会計監査チェックリスト」の場合、平成22年度は同欄の左に、23年度は同欄の右に、それぞれの年度において指摘があった事項について、「★」（指摘が5機関以上）又は「☆」（指摘が5機関未満）が付けられている。</p> <p style="text-align: center;">平成24年度会計監査チェックリスト（平成24年11月 水産庁漁政課（注））（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="411 1010 1430 1877"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1010 834 1070" rowspan="2">監査事項</th> <th colspan="2" data-bbox="839 1010 1023 1070">根拠法令</th> <th data-bbox="1027 1010 1174 1070" rowspan="2">会計帳簿等</th> <th colspan="2" data-bbox="1179 1010 1294 1070">確認方法</th> <th data-bbox="1299 1010 1350 1070" rowspan="2">評価</th> <th data-bbox="1355 1010 1430 1070" rowspan="2">指摘の頻度</th> </tr> <tr> <th data-bbox="839 1077 927 1117">名称</th> <th data-bbox="932 1077 1023 1117">条項</th> <th data-bbox="1179 1077 1238 1117">書類</th> <th data-bbox="1243 1077 1294 1117">聴取</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1124 834 1877"> <p>⑧ 随意契約の場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。</p> <p>（確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品等購入決議書、見積書を確認 <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約によるうとするときはなるべく2人以上の者から見積書を徴することが必要 ただし、郵便切手類については、～（略） 10万円を超えない契約については、口頭見積も可能としていることに留意。また、～（略） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考 不適切な事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 2人以上の者から見積りを徴収していない事例 清掃請負業務、電気工作物保守管理業務、複写機保守業務、機械警備業務、デジタル写真プリントなど </div> </td> <td data-bbox="839 1124 927 1352">予決令</td> <td data-bbox="932 1124 1023 1352">99の6</td> <td data-bbox="1027 1124 1174 1196" rowspan="2">見積書、支出決議書</td> <td data-bbox="1179 1124 1238 1196" rowspan="2"></td> <td data-bbox="1243 1124 1294 1196" rowspan="2"></td> <td data-bbox="1299 1124 1350 1196" rowspan="2"></td> <td data-bbox="1355 1124 1430 1196" rowspan="2">★☆</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="839 1359 927 1599">規程運用</td> <td data-bbox="932 1359 1023 1599">26の5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（注）水産庁の会計監査チェックリストは、農林水産省本省（大臣官房評価改善課）が作成した「平成24年度会計監査チェックリスト」を基に作成されたものである。</p>						監査事項	根拠法令		会計帳簿等	確認方法		評価	指摘の頻度	名称	条項	書類	聴取	<p>⑧ 随意契約の場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。</p> <p>（確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品等購入決議書、見積書を確認 <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約によるうとするときはなるべく2人以上の者から見積書を徴することが必要 ただし、郵便切手類については、～（略） 10万円を超えない契約については、口頭見積も可能としていることに留意。また、～（略） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考 不適切な事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 2人以上の者から見積りを徴収していない事例 清掃請負業務、電気工作物保守管理業務、複写機保守業務、機械警備業務、デジタル写真プリントなど </div>	予決令	99の6	見積書、支出決議書				★☆		規程運用	26の5
監査事項	根拠法令		会計帳簿等	確認方法		評価		指摘の頻度																					
	名称	条項		書類	聴取																								
<p>⑧ 随意契約の場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。</p> <p>（確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品等購入決議書、見積書を確認 <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約によるうとするときはなるべく2人以上の者から見積書を徴することが必要 ただし、郵便切手類については、～（略） 10万円を超えない契約については、口頭見積も可能としていることに留意。また、～（略） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考 不適切な事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 2人以上の者から見積りを徴収していない事例 清掃請負業務、電気工作物保守管理業務、複写機保守業務、機械警備業務、デジタル写真プリントなど </div>	予決令	99の6	見積書、支出決議書				★☆																						
	規程運用	26の5																											

（注）当省の調査結果による。